

# 生活習慣病療養計画書の署名のご協力について

## ◆ 特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行について ◆

厚労省は2024年6月1日より診療報酬を改定します。

この度の大幅な診療報酬改定に伴い、生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症）を主病とする患者様に総合的な治療管理をするため「生活習慣病管理料」を算定させていただくこととなりました。

本改定に伴い、これまで算定していた「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

国が指定する「生活習慣病療養計画書」を作成することで、患者様と達成目標を共有し、より良い治療につなげてまいります。

また、療養計画書作成にあたり患者様の署名が必要になりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇計画書開始時期・・・2024年6月1日から

◇対象になる患者様・・・高血圧 脂質異常症 糖尿病

◇療養計画書・・・医師が作成した療養計画書をお渡しします。

**ご署名（サイン）をお願いします。**

**\*移行に伴い、月々の自己負担額は60円～190円前後変わります\***